

岐阜市教育研究所条例 平成 12 年 3 月 31 日 条例第 58 号

(設置)

第 1 条 本市の教育に関する調査及び研究並びに教育関係職員の研修を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、教育研究所を設置する。

(位置)

第 2 条 教育研究所の位置は、岐阜市芥見南山 3 丁目 10 番 1 号とする。

(事業)

第 3 条 教育研究所は、次の事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的又は技術的事項の調査及び研究に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 教育に関する資料の収集、整理、保管及び陳列並びに活用に関すること。
- (4) 情報教育に関する教材の収集、作成及び提供に関すること。
- (5) 教育相談に関すること。
- (6) その他教育の振興に関し必要な事業を行うこと。

(職員)

第 4 条 教育研究所に所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

岐阜市教育研究所条例施行規則 平成 12 年 3 月 31 日 教育委員会規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岐阜市教育研究所条例(平成 12 年岐阜市条例第 58 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第 2 条 岐阜市教育研究所(以下「教育研究所」という。)の開所時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。

(休所日)

第 3 条 教育研究所の休所日は、次のとおりとする。ただし、特別の事情により臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 31 日まで

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。